

副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会ダイジェスト

大阪が副首都としての役割を将来にわたって安定的に担うことができる地方行政体制のあり方について、協議を重ねています。

区割り(案)が決定

第5回協議会において、特別区の区割り(案)が、4区に決定しました。

今後は、決定した区割り(案)を踏まえ、特別区の名称や事務分担、組織体制等について協議を行っていきます。



大阪がめざす副首都の姿

- 非常時の首都機能のバックアップ
 - 平時の日本の成長エンジン
- 大阪市では大阪府とともに、50年後、100年後を見据え、「副首都・大阪」の実現をめざしています。

副首都法^(※)が成立

- 令和8年7月、「副首都法」が成立・公布されました。

※ 国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律

問い合わせ 副首都推進局 問い合わせ担当

☎ 06-6208-9747 📠 06-6202-9355

詳しくはこちら

